

みのかも市では「孫子の代まで住み続けられるまち」をめざして…



土砂災害特別警戒区域 内の 新築住宅の建替補助

をしています！



平成25年4月12日に岐阜県の告示によって、おもに美濃加茂市北部の裏に山があるような住宅地のほとんどが**土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）**に指定されました。これにより、レッドゾーンにかかる場所に住宅等を建てる場合は土砂崩れを想定した場合でも耐えられるような強固で、通常よりも費用がかかる建物しか建てられなくなりました。美濃加茂市では市内北部の里山環境の保全や定住を支援するため、レッドゾーン内に建築する方へ一部費用の補助をおこなっています。

補助対象となる住宅の例

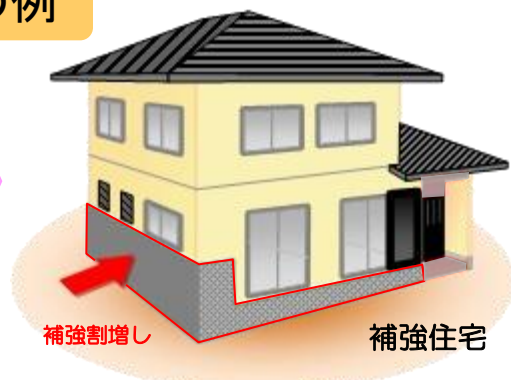


通常住宅

差額



【補助対象経費】



補強住宅

$$\text{補助金の額} = \text{補助対象経費} \times 2/3$$

(千円未満は切捨て) (差額)

※ただし、1戸あたり300万円を上限とします。

～補助金をうける手続きの流れ【概要】～

申請者

みのかも市



■交付申請書の提出

(事業実施10日前までに提出)

事業計画書、収支予算書、建築確認済書(写)など必要書類をご提出ください。

↑内容に変更が生じた場合は、変更手続きが必要。

□交付決定通知書

補助金を交付する旨などを通知します。

■実績報告書の提出

(完了検査済証発行30日以内に提出)

位置図、完了写真、建築完了検査済証(写)など工事や支出等の書類をご提出ください。

↑変更手続きがあった場合は、変更決定通知をします。

□確定通知書

補助金の支払いを確定する旨を通知します。

■請求書の提出

確定金額の請求書をご提出ください。

□補助金のお支払

補助金の支払いを確定する旨を通知します。

事業完了

くわしくは、[要綱](#) (←ここをクリック) をご覧ください。

手続きの大まかな流れです。詳しくは市窓口へご相談ください。

レッドゾーンの確認

指定されている区域を確認するには、可茂土木事務所か美濃加茂市の窓口へお越しください。

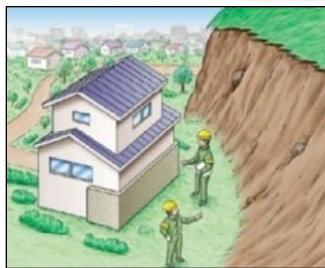
インターネットからも確認できます。(下をクリック↓)

[ぎふ土砂災害防止法ポータル](#)



レッドゾーン内の建築物の構造は…

レッドゾーン内に建築する建物の構造等についてのご相談は、中濃建築事務所など建築確認ができる(建築主事のいる)窓口へご相談ください。



■お問い合わせ窓口

美濃加茂市建設水道部土木課施設係
住所：岐阜県美濃加茂市太田町3431-1
電話：0574-25-2111 (内線413・414)

